

延長保育料金

保育所・小規模保育施設・待機児童保育室・認定こども園

区分	延長保育料（子ども1人につき）	
	月額	日額
A型延長保育	2,500円	300円
B型延長保育	2,500円	300円
C型延長保育	5,000円	600円

備考

- 1 A型延長保育とは、午前7時から午前7時30分までの延長保育をいう。
- 2 B型延長保育とは、午後6時30分から午後7時までの延長保育をいう。
- 3 C型延長保育とは、午前7時から午前7時30分まで及び午後6時30分から午後7時までの延長保育をいう。
- 4 この表の「月額」及び「日額」の区分は、延長保育の利用の申込区分による。
- 5 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯に係る延長保育料は、無料とする。
- 6 第1項から第3項までに規定する時間帯以外の延長保育料については、子ども1人につき30分当たり月額2,500円（日額の場合は300円）とする。